

2019年10月改定 介護予防・日常生活支援総合事業の報酬単価について

介護予防型訪問サービス、介護予防型通所サービス、介護予防ケアマネジメント費は、それぞれ国が定める通りの単価とします。

【参考】

	単位	10割の金額	1割(円)	2割(円)	3割(円)
訪問型サービス費Ⅰ	1,172	12,540	1,254	2,508	3,762
訪問型サービス費Ⅱ	2,342	25,059	2,506	5,012	7,518
訪問型サービス費Ⅲ	3,715	39,750	3,975	7,950	11,925
通所型サービス費Ⅰ	1,655	17,294	1,730	3,459	5,189
通所型サービス費Ⅱ	3,393	35,456	3,546	7,092	10,637
介護予防ケアマネジメント費	431	4,611			

基準緩和型訪問サービス、基準緩和型通所サービスについて、それぞれ国が定める単価の8割とします。

【参考】

	単位	10割の金額	1割(円)	2割(円)	3割(円)
基準緩和型訪問サービス	234	2,503	251	501	751
基準緩和型通所サービス	331	3,458	346	692	1,038

介護職員等特定処遇改善加算について、国が定める通りとします。

【参考】

訪問型サービス費

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) + 所定単位 × 63 / 1,000

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) + 所定単位 × 42 / 1,000

通所型サービス費

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) + 所定単位 × 12 / 1,000

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) + 所定単位 × 10 / 1,000